

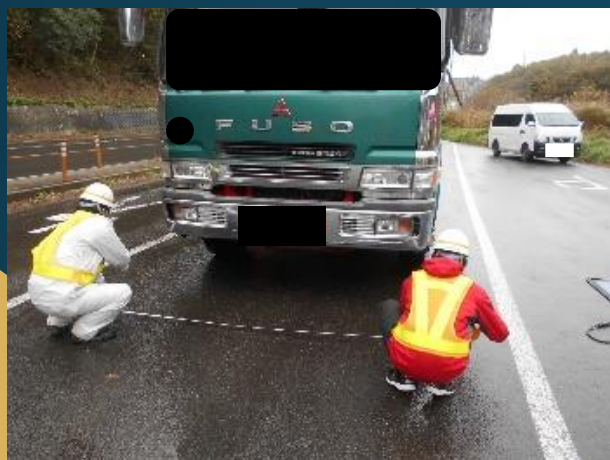


## 特殊車両の取締りを実施！

10月26日(火)、国道45号八戸市金浜大渡において特殊車両の取締りを行いました。※特殊車両とは、一定の大きさや重さを超える車です。

特殊車両が通行する際は、道路管理者に事前に申請し、許可を得なければなりません。許可を得ると、許可証が発行されるので、走行時携帯することが法律で定められています。

特殊車両の取締りは、特殊車両の走行により道路へのダメージなど悪影響を及ぼさないように、また違反車両を無くすために行っています。



今回の取締りでは違反車両はありませんでした。  
安全にご利用いただきありがとうございます。  
これからも安全な走行をお願いいたします。

